

# 一般社団法人公認心理師の会・倫理綱領

当会に所属する公認心理師が遵守すべき倫理指針について、以下に示す。

1. 公認心理師は、人間についての深い認識と豊かな人間性を背景として、人間の健康な生活を守る使命感、責任感及び倫理観を有し、職責と倫理を十分に自覚し、公認心理師としての義務及び法令を遵守する。
2. 公認心理師は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働、その他の分野において、専門的知識と技能を身につける意欲と態度をつねに持ち、自己研鑽を続ける。
3. 公認心理師は、変化し続ける現場環境の中で、自ら幅広く多様な情報を収集し、経験を踏まえつつも、適切な心理学の知見とエビデンス（科学的根拠）の選択によって、課題解決に向けた対応を行う。
4. 公認心理師は、支援対象者が有する多様な背景に基づく個別性を常に尊重し、支援対象者と良好な関係性を構築するようなコミュニケーション能力を持つ。
5. 公認心理師は、多職種連携による支援の意義を理解し、その一員として積極的に行動することを心がける。
6. 公認心理師は、支援対象者の安全を最優先し、支援対象者の主体性を重視しながら、その者を中心とした意思決定を支援する。
7. 公認心理師は、社会から求められる役割を自覚し、地域における支援対象者とその関係者の心理的支援を行うことを通じて社会に貢献する。
8. 公認心理師は、科学者－実践家モデルの意義を理解し、常に自身の学術的研鑽を怠らぬよう努めると共に、科学としての心理学の学術的発展に積極的に協力する。
9. 公認心理師は、科学の進歩や社会的価値の変化にともなって求められる役割に対応していくために、生涯にわたり自己研鑽によって能力の開発・維持・向上に努める。
10. 公認心理師は、心理的支援における教育的側面を理解するとともに、将来の公認心理師の質向上のために、教育能力およびその意欲を維持する。

（作成：倫理・職責・関連法規委員会）

（理事会承認：2022年6月21日）